

法が神話を纏うとき——明治憲法体制のその先に——⁽¹⁾

川 畑 博 昭

はじめに

およそ「学問」とは、根源的な「問い」なしには成立しようのない「学び」である。とはいえ、〈専門性〉の甲羅で身を固めた今日の学界で、「自明性」を問い返すことは、ことほどさように容易ではない。私がかねてから、着任時期が半年違いで、同郷出身者でもある久富木原先生のお仕事から、この原点を思い起こす幸運を得てきた。その一つとして、ここで記しておきたいのが、藤原清輔の手になる『奥義抄』を引きつつ、『古今集』以来の伝統的な王朝和歌の規範から外れる、『誹諧歌』『滑稽な歌』（以下特に断らない限り、傍点は川畑）に着目し、『王道』ではないが『妙義』をあらわす一点にこだわり続け、常に「異端」が胚胎する「妙義」から物事の本質に迫ろうする久富木原先生の学問対象への構えである。如上の歌論書の勘所は、「今案に、滑稽のともがら非道してしかも成道物也。又誹諧は非王道して、しかも述妙義たる歌也。故に是を准滑稽。その趣弁説利口あるもの、如言語。火をも水にいひなすなり。或いは狂言にして妙義をあらはす」と述べるところにある（下・一九『日本歌学体系』一卷）。

ことばと意思をもつ人間が織り成す世界には、あまりに多くの「見えぬ真理」がある。「非道してしかも成道物也」とは一体どういうことか、「非王道して、しかも述妙義」と捉え、「火をも水にいひなす」と言い放つて憚らない大胆な洞察力は、「自ずから明らか」なもののみにすぎる眼に望むべくもない。同時にまた、眼光紙背のごとく、「見えるも

の「への徹底的なこだわりからしか、「見えぬ真理」は射抜けない。久富木原先生のご退職を記念するにあたり、先生の学問への向き合い方を私なりの仕方では受けて止めてきたことのひとつの試みとして、明治の憲法体制を素材に、「神話を纏った法」の実相にこだわる先に拓ける、自明のことの「裏側」を提示してみたいと思う。

一 前提——「人間宣言」の再読から

主題における「神話」とは、推測でも思いつきでもない。一九四六年一月一日付で官報に掲載された昭和天皇の詔書は、一般に天皇の「人間宣言」として知られるものであるが、ここで天皇自身が否定しなければならなかったことに基づく。冒頭に明治天皇が「国是トシテ」下した五箇条の誓文を据えた後に、敗戦の結果、国民が「焦躁ニ流レ、失意ノ淵ニ沈淪セントスルノ傾キアリ」、「詭激ノ風漸ク長ジテ道義ノ念頗ル衰へ、為ニ思想混乱ノ兆アルハ洵ニ深憂ニ堪ヘズ」⁽³⁾と感じていることを述べたあと、次のように続く。

然レドモ朕ハ爾等国民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分クセント欲ス。朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神（アキツミカミ）トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。⁽⁴⁾（下線は川畑）

「現御神」とされたことを「架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ」と述べた昭和天皇として、「ないもの」を否定することはできなかつたはずである。そこで言及される「神話ト伝説」を以て、はからずも、天皇自身のことばによって敗戦直前の日本社会に存在したものがあぶり出されていた。本稿の問題設定の出発点はここにある。

この詔書を注意深く読む時、逸することのできない二つの重要な細部に気づく。一つは、一般に知られる「人間宣言」の名称とは異なり、この詔書のどこにも「宣言」とは書かれていないことであり、もう一つは、天皇は「現御神」としての性格を否定はしたが、いかなる瞬間にもみずからのことばで「人間」と自己規定したことはなかった点である。「現御神」とまでされた存在が否定されたのちの姿について、当事者のことばを媒介することなく、当然に「天皇の人間性」として導出できるほど、戦前の「神話ト伝説」は単純ではなかったはずである。生物学的なヒトであったかどうかが問題なのではない。「我々と同じ人間性」をもつ存在として、主権者国民が認識していたかどうかが問われているのである。⁵⁾

それにしても、文字通り解せば、「現御神としての性格を否定する天皇のことば」としか呼びようのない文書を、我々はかくも長きにわたり「人間宣言」と呼び、天皇制の問題の起点に据えてきたことか。私はこれまで、天皇をめぐる「神話ト伝説」がかたちを変えては *mutatis mutandis* 現代社会に現れる点に、「国民主権下の日本の君主制」の問題性を見ることに努めてきたが、⁶⁾ それでも、「人間宣言」の用語が人びとの思想形成上に放ってきた効果にまで敏感であったわけではなかった。私もまた、「自明性を問う」ことを怠ってきた一人なのである。

二 「神話的法規範」が編み上げた明治体制——「典憲」・「皇室に対する罪」・「勅語」

(一) 「背理」を「論理」とした国家体制

大日本帝国憲法制定の経緯が論じられる際、一八七六年に明治天皇が元老院議長有栖川宮熾仁親王に下した勅語がしばしば引照される——「朕爰ニ我カ建國ノ體ニ基キ廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ以テ國憲ヲ定メントス夫レ宜シク汝等之力草案ヲ起創シ以テ聞セヨ朕將サニ之ヲ撰ハントス」。「國憲」を制定するにあたって、ここで、二つの対照的な要素を取り出し、その構図を確認しておきたい。一つは「建國ノ体」であり、他の一つが「海外各國ノ成法」である。前者

は「基」づくべきものであり、後者は「斟酌」されるものである。第一義的には前者が重要であり、それに比すれば後者は「ついで」であって、「悪い点があるなら捨て、善い所があつたなら取れ」ということである。⁷⁾

さて、近代憲法原理の要諦を、欧米に範をとりつつ、国家の認識の次元での〈自然〉から〈人為〉への「変化」——さらには両者の「断絶」——に置く憲法観にとつて、明治体制の法的空間は背理に充ちている。近代の主権国家は、この時代に固有の「立憲的意味の憲法」の制定によつてはじめて出現し、ここでは、「国民主権」や「人権」こそが、「法的擬制」として現実を矯正する作用を期待されるからである。この点、大日本帝国憲法の場合、憲法が規定した天皇大権について、「憲法に依て新設の義を表するに非ずして、固有の國體は憲法に由て益、鞏固なることを示す」とされ、どこまでも「人為」による「変化」の側面が忌避された。それは、伊藤博文が『憲法義解』（以下、『義解』）で「第一章 天皇」の逐条解説に入る前に、あらかじめ「我が國君民の分義は既に肇造の時に定まる」と釘を刺すかのように述べ、大日本帝国憲法の「制定」によつて「固有の國體」が「益、鞏固なる」と説く点に滲み出ている。¹¹⁾ ことでの憲法制定は「断絶」どころか、逆に主権者と臣民の關係性（君民の分義）を、科学的には真偽のほども定かではない「肇造」にまでさかのぼらせることで、どこまでも「建国」以来の「國家としての連統性」を求めるものであった。伊東曰代治の手になる英訳版『義解』によれば、それは「国家政体の原型 (original national polity) 【國體——川畑】」を、「かつてないほどよりいっそう強く確認する」行為であったが、そうすることでもむしろ、「かつてないほどよりいっそう」【國體】の連統性という「斬新さ」は強調されたはずである。日本でも広く知られた憲法の「存在論的」分類からすれば、¹²⁾ 「名目的憲法」の典型とされる地域においては、繰り返される憲法制定は、繰り返される分だけ権力の正統化機能に矮小化された理解がなされる。しかし同時に、実はその「名」においてこそ、繰り返し規定される国家形態が積み重ねられ、その分だけ規範性が確認されてきたともいえる。¹³⁾ それとの対比で見れば、当時においては「斬新」なはずの「國體」を、わざわざ憲法制定によつて示すのには、「憲法制定」という行為と「國體」という産物に付着する「斬新さ」を稀釈する「神業」が必要でもあった。『義解』に引用されている複数の日本古典に見られる神話が、そのことを

裏づける。¹⁴⁾

(二)〈逆立ちした〉法の位階秩序

「人間宣言」が見せた戦前の「神話ト伝説」による規範的空間を生み出すためには、法の位階秩序を逆転させる手法に訴えなければならなかった。ここではそれを、「典憲」、「皇室に對する罪」(一八八二年施行の旧刑法および一九〇七年の改正刑法)、「教育勅語」の三つの憲法的文書から描出してみたい。憲法そのものではなく、憲法「的」と形容詞句を用いるのは、次のような事情を前提とするからである。一九四五年のポツダム宣言の受諾を経てもなお、日本国憲法が制定されていない段階での「人間宣言」は、なおも一八八九年の大日本帝国憲法の下にあった。それは、この憲法の「告文」に示された「典憲」や「皇室典範及憲法」の語順が端的に示していたように、法形式上は一つの法律に過ぎない(「典範」が憲法の前にせり出す体制であり、現行憲法のような最高法規性(九八条)は期待すべくもなかった。だからこそ、条文や法典の形式を備えていなくとも、国家体制(Constitution)を実質的に構成するような(constitutional)ものは考察の対象となる。

一八八九年の大日本帝国憲法の冒頭の条文は、明治体制の背骨を規定していた。広く知られた条文であるが、次のような漢詩体で押韻調を髣髴とさせる規定である——「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」(第一条)。それに続き、天皇については、「神聖ニシテ侵スベカラス」(第三条)とされ、「一系ノ天皇」は、「国ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬」(第四条)する主権者と位置づけられた。

「皇室典範及憲法ヲ制定ス」る目的として、大日本帝国憲法の告文は、「皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴」にして「典憲を成立」することで各条項を知らしめ、内においては「子孫」が倣うべき前例として、外では「臣民」が一体となって進むべき道を広めつつ、守り実行していくことで、「益々國家の丕基ヲ鞏固ニシ八州民生ノ慶福ヲ増進」ることを述べていた。憲法に先立って置かれるほどの皇室典範について、憲法は「大日本帝國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼

承ス」(第二条)と述べるにとどまっていた。戦前においては、「歴聖の遺訓を祖述し、後昆の常規を垂貽」⁽¹⁵⁾ するものとされた皇室典範は、「典範」と名づけられた仰々しい法形式の名称によって、『義解』の英訳『The Imperial House Law』(斜体は川畑による強調)に照らせば、それは単に議会制定法に過ぎないとの本性を覆い隠すことができた。しかしこの典範は、「皇室自ら其の家法を條定する者なり。故に公式に依り之を臣民に公布する者に非ず」、しかも「帝國議會の協贊を経るを要せざるなり」として、⁽¹⁷⁾ 議会制定法としての性格は周到に剝ぎ取られていた。このことは、直接にはこの「法律」が、部分的には臣民から選出される議会からも臣民自身からも隔離され、そうすることで「神話的效果」を期待する念の入れようであったことを示す。

その「効果」は、一八八二年に施行された旧刑法上の「第二編公益ニ関スル重罪軽罪」として設けられた「皇室ニ對スル罪」の重罰規定によって、実定的にも担保されていた。この場合の「皇室」を構成する者は、天皇はもとより、大皇太后、皇太后、皇后の「三后」と皇太子であり、これらの者に対して危害を加える大逆罪は未遂も含め、死刑とされた(一〇六条)。それ以外の皇族については、危害を加えた場合に死刑、未遂の場合には無期徒刑であった(一〇八条)。他方、不敬罪については、前者の場合には三年以上五年以下の重禁固に、二十円以上二百円以下の罰金が付加され(一〇七条一項)、この「不敬の所為」の対象には「皇陵」も含まれていた(同条二項)。後者の場合には、二カ月以上四年以下の重禁固に十円以上百円以下の罰金が付加された(一〇九条)。大日本帝国憲法の制定後の一九〇七年に改正された刑法においては、皇太子に皇太孫が加えられ(七三条)、不敬罪の場合の罰金刑の削除のほか(七四条および七五条)、不敬の対象として、皇陵に「神宮」までも含められ(七四条)、旧刑法の基本的な刑罰構造は維持された。よく知られた大逆事件の例である「幸徳事件」を参照するまでもなく、旧刑法下でも実際に、不敬罪によって起訴される事件は生起していた。⁽¹⁸⁾ こうして、「典範」という名の法制度上の特権的地位と刑法上に設けられた皇室に対する罪に関する重罰規定によって墮壕化された天皇制は、神話から正統性を充填されていた憲法規定と相俟って、明治体制の心臓部を成していた。

臣民から天皇・皇室制度を引き離す、前者の法制度上の特権的地位と重罰規定に対して、「戦前版おことば」ともいえる「勅語」は、臣民に近づき、「神話」によって正統化されていた天皇皇族への「尊崇の念」を調達する役割を果たすものであった。¹⁹⁾「典憲」体制の一年後に出された「教育に関する勅語」である。治者は被治者がいてこそレゾン・デールを得る。その被治者をどこまでも客体としての「被」としての受け身の側に押しとどめておくのには、日々繰り返す「教える」ことが必要になる。²⁰⁾本来の法秩序としては、大日本帝国憲法から法律たる皇室典範を経て、より下位の教育勅語へと、上位法から下位法へと向かうはずのものが、実際には、「典憲」の名によって正統性を得た皇室典範が、「二つの法体系」をかたちづくるように憲法と肩を並べ、両者を同時に実現するための教育勅語の普及がおこなわれた。日本国憲法制定過程の中で、当時の権力担当者たちが最後まで「護持」にこだわった「國体」は、——國体明徴運動のなかで一九三七年に文部省によって「國体の本義」が出されて、猛威をふるう以前から——その「精華」が教育勅語に謳われていた。「教育に関する勅語」は冒頭で、次のように謳っていた——「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ 我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」。やはり冒頭では「皇祖皇宗」による建国以来の歴史の長さが出発点に置かれ、その時間軸のなかで「樹」てられてきた「徳」が強調された。「勅語」は以下、君民、親子、夫婦、友人それぞれの場合における徳目から自己の「徳器」の「成就」へと続く。そして、「常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵」い、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と、民心は法を遵守し、危急の事態に至った際には、勇気を出して進んで公のために身を投じ、そうすることで永遠に続く皇室を助けるべきことが説かれていた。道德規範を通じた法規範の確立にほかならなかった。それがまた、「實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所」として、あなたも、「建国以来の歴史のなかで当然に存在してきたこと」であるかのごとく、「新たに」打ち立てられたことでもあった。

(三)「亡国の駄文」と「恫喝の叫び」としての大日本帝国憲法

大日本帝国憲法の下に屹立する明治体制は、ここにおいて表舞台に引き出された天皇の正統性を、『古事記』『日本書紀』『続日本紀』などの日本神話によって根拠づける挙に出た。輸入先である欧米の近代法の世界からは放逐されていたはずの「神話」である。それによって、不可避に生じる法秩序の「背理」を「論理」と強弁するかのごとく示してみせた。国法秩序の最高位にあり基盤を成す憲法の冒頭から生じたこの「神業」を考えるにあたって、作家・池澤夏樹氏の指摘が実に興味深い——「憲法というのは法律の中でも最も文学的な法²¹⁾であり、逆説的だと断りつつも、「抽象的な分だけ日常的なのだ」²²⁾。こうした捉え方は、「文学的」であるがゆえに「非日常的」である、との巷間の言語感覚とは符合しにくい。我々はしばしば眼前の可視的なもののみを「現実」として捉え、可視的なものを成立させている「不可視の世界」を見失う。〈見える現実〉から〈見えない世界〉へと到達する回路を「文学的」と呼ぶならば、池澤氏の指摘は、文学者の眼を備えるがゆえに射抜けた憲法の本質というべきだろう。この謂いになぞらえれば、だからこそ大日本帝国憲法は、どこまでも「非文学的」であり「非日常的」であることを追求するものであった。「文学的」であり「日常的」であることは、この憲法の下では「臣民」と呼ばれるほかなかった被治者へ、その意味を届け理解させる道筋を確保することを意味する。いわゆる「由らしむべし、知らしむべからず」の規範命題が突破される可能性を認めることになる。「由らしむ」ことを至上命題とした明治の法体系は、法文上のレトリックに「知らし」めないための意匠を凝らしていた。決して法学一般で中心的な関心事とはなりえなかったこの側面については、文壇での議論の助けを借りなければならない。

憲法を題材にした文章論を展開した代表格は、「国家の根本であるところの憲法と、文明の様式のなかで最も基本的なものであるところの文²³⁾体²⁴⁾が²⁵⁾出²⁶⁾会²⁷⁾う憲法の文章を検討することは、文章をもって世に立つ一人の知識人として当然のことであり、『小説家病』の症状として笑い去る必要は必ずしもないだろう²⁸⁾」と述べた丸谷才一氏であったと思われる。「国家」と「文明の様式」の根本が交叉するところに「憲法の文体」を見据えた丸谷氏の根底には、一貫して、日本国

憲法よりも大日本帝国憲法の文章を評価する「定説」への批判があった。⁽²⁵⁾なかでも彼が、「近代日本史の悲劇はおほむねこの朦朧たる一文に由来する。あるいは、憲法の冒頭に、このやうな駄文を置かざるを得なかつたことに集約される」として、「亡国の文章の見本」と言つて憚らなかつたのが、「大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とおどろおどろしいリズムで宣言していた大日本帝国憲法一条であつた。この〈大日本帝国〉の用語に関しては、植木枝盛の私擬憲法案の「日本国」や伊藤博文や井上毅等のいわゆる「夏島草案」の「日本帝国」の名称をより評価していた丸谷氏であつたが、〈万世一系〉ではなく、〈万世、一系の天皇〉と読み解すべきことに警鐘を鳴らしつつ、〈一系の天皇〉の〈万世〉について、「過去に対しては虚偽で、さらに未来に関しては何の根拠もないあやふやな話」と断じた。⁽²⁷⁾「之を」とする「悪趣味」についての指摘は措くとしても、丸谷氏がこの条文の「最大の弱点」としたのは、「統治」の用語にある。畢竟、天皇が君臨のみするのか、親政が予定されているのか、その中間形態なのか、「不分明なことこの上なく」、「どうしても伸び縮みがきくチューインガム条項」だと形容した。⁽²⁸⁾言い得て妙な評言である。大日本帝国憲法下で生み出された天皇主権の国家運営において、確かにこの規定は、「チューインガム」のように、あるいはまるでブラックホールの如く、天皇の名においてすべてを呑みこみ正統化する役割を担つたからである。大日本帝国憲法の英訳は、条文上の「統治ス」の部分を“The Empire of Japan shall be reigned over and governed …”（斜体は川畑）とし、「統治」の一語に対して、“reign over”と“govern”の二つのことがらが込められている。逆にいえば、「君臨」と「親政」と訳出しようこの二つのことがらを以てしなれば、大日本帝国憲法一条の「統治」の意味は異文化にとっては理解不能であつたことを意味する。ここには、「文化」を「架橋」する翻訳の「限界への嘆き」があり、⁽²⁹⁾それこそが、明治時代が〈伝統〉と〈欧化〉の間で呻吟し悶えた証でもある。『義解』はこの部分を、「統治は大位に居り、大権を統べて国土及臣民を治むるなり」と説明するが、同じことは、伊東巳代治の英訳版『義解』によつて、“By ‘reigned over and governed’”（「君臨と親政」によつて）として、「皇位に在る天皇が、国家の主権 (sovereignty) および領土と臣民の統治 (government) を一身に有する (combines in Himself) ことが意味されている」とする。私訳の拙さを差し引

いても、英訳の方が日本語よりも明確であることを認めないわけにはいかないだろう。丸谷氏にとっては、「近代日本がこの条文の解釈に関してつひに合意に達しなかったことはすでに歴史に明らか」であり、「統治」概念の曖昧さゆえに、「明治政権は昭和二〇年八月に至つて瓦解したと言つても過言ではな」かった。⁽³²⁾「統治」の用語に含み込まれていた「主権」概念をめぐるのは、今なお日本の憲法学が理解の一致を見ない厄介さを抱え続けている。⁽³³⁾

第三条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」もまた、天皇の何が不可侵とされているかが不分明であるがゆえに、第一条と同じように、「面妖」だと評した丸谷氏の批判が向けられる。彼はこの点を、明治憲法の制定史の実証的解明に尽力した稲田正次の『明治憲法成立史』に依りつつ、井上毅がいわゆる一八八七年の「夏島草案」(八月)とその修正版「一〇月草案」(一〇月)にあったこの条文と「身体ハ」の文言にこだわりの「謎解き」に挑んだ——「……彼除へと、態度を百八十度転換したことを「明治史の謎」とし、次のような説明でこの「謎解き」に挑んだ——「……彼の心事は奇怪だが、しかし明治中期においてはこれはごくありふれたことだったかもしれない。いくら西洋通とは言つても、彼の内面は知的で近代、的な官僚と尊王趣味の儒者との二つに引き裂かれてゐた、と推定されるからである。すなわち時代が彼にかういう削除をさせ、かういう文章を書かせることになつた……」。⁽³⁵⁾

「二つに引き裂かれて」いたのは、井上毅だけではなかつた。先に示した一八七六年の明治天皇による憲法発布勅語の二つの要素——「建國ノ体」と「海外各國ノ成法」——において、後者の「斟酌」ゆえにではなく、得体の知れないものであるがゆえに「神話」に訴えるほかなかつた「我力建國ノ体」が、「基」くべきメルクマールとして呼び出された時点で、二つの矛盾の要素は想定されていたと見るべきだろう。⁽³⁶⁾「開国」、「維新」、「近代化」、いずれの用語に依ることも、明治日本の背後には分裂症的な国政状況が常駐していた。前項で述べた帝国憲法の冒頭の条文の呪性は、それを覆い隠すかのような漢文体が駆使されている。あるいは、丸谷氏が述べるように、第一条とともに第三条もまた意味不明の「亡国の駄文」ゆえに、「国政をみだす密呪」として、第一条の「統治」概念を「頭教的に(すなわち天皇親裁的に)把握する立場の心理的支へとな」つた。⁽³⁷⁾まことに、この憲法の大部分の条文を「悪文性と呪術性」ゆえに「伝達の

文章ではなく「恫喝の叫び」と見ていた丸谷氏の指摘は、慧眼というほかない。³⁸⁾

しかし、問うべきはその先にある。なぜ「恫喝の叫び」として、大日本帝国憲法が制定されなければならなかったのか、「憲法の冒頭にこのやうな駄文を置かざるを得なかった」背景はいかなるものであったのか。ここで必要なのは、日本古来の伝統（建國ノ体）に欧米という異文化（海外各國ノ成法）が接ぎ木された、というたぐいの紋切型の認識ではない。かつての大航海時代以来、二五〇年ぶりにふたたび西洋の異文化との接触に際会した日本に、果たして、異文化と衝突するほどの「建國ノ体」と呼べる「伝統」が存在していたのか、という観点からの問い直しである。「人間宣言」が天皇自身のことばによる「人間性」の自認ではなかったことに加え、それから七〇年近くを経て、大日本帝国憲法の「恫喝」的法文を下支えした天皇・皇室をめぐる「密呪」と「顕教的把握」は、敗戦、戦争責任、天皇の「代替わり」といった時代制約的な変容をこうむりつつも、いまや「国民主権」と親和的³⁹⁾とさえ思われるほど日常空間に「昇華」している——昭和天皇の「崩御」の際に日本社会が見せた一面「自粛」の世界、戦争責任を解除された平成の天皇・皇室への圧倒的多数の国民の支持、天皇・皇室による「平和憲法」擁護の言動の数々、「神頼み」さながらに天皇に原発問題の解決を直訴した国会議員の存在、⁴⁰⁾法形式の問題をよそに「生前退位」への厚い同情と支持を寄せる国民世論。「生前退位」を議論する識者が立場を問わず、いかにして測定するとも知れぬ象徴天皇の統合機能の「効果」を認めるとき、「神話」はかたちを変えて、なおも息づいていると捉えるべき事例は、日常に充溢している。

三 神話を纏ったその裏で——「現代の神話」を見定めるために

(一)「由らしむべし、知らしむべからず」への挑戦

高知市にある自由民権記念館の入り口には、「自由は土佐の山間より」と大きく掲げられた石碑が置かれている（写真）。自由民権運動が盛んだった地の面影を髣髴とさせる象徴的な情景であるが、文字通り、「自由」と「民権」を求め



高知市立自由民権記念館前石碑
(2016年9月14日、川畑撮影)

たこの運動は、やがて国会開設の要求と民間での活発な憲法論議を巻き起すものであった。

この「私擬憲法草案」は存在が確認されているものだけでも、現在すでに一〇〇を超えるという⁽⁴⁰⁾。土佐出身の民権家・植木枝盛による全二二〇条の「東洋大日本国々憲案」は人民の抵抗権を規定していたことで知られるが、同じ土佐からは立志社「日本憲法見込案」が出されている⁽⁴¹⁾。一九六八年には東京五日市で発見された千葉卓三郎起草の「五日市憲法草案」があるし、嚶鳴社や相愛社（熊本）などの草案については、すでに緻密な研究が存在する⁽⁴²⁾。発見され続ける草案数から推して、今後も新たな草案の存在と研究の継続はありうる想定であろう⁽⁴³⁾。

それにしても、憲法草案に冠される「私擬」とは、当時の日本の憲法制定過程における起草者たちが扱って立つ〈権力〉と民衆が体現した〈非権力〉の對抗軸を際立たせる絶妙な用語である。ここに比較憲法史の観点を挿めば、憲法は多くの場合、主権的権力を行使する議会において制定される典型的な権力的作用であるだけに、「私擬」の語は、憲法制定における権力的作用を民衆の側が奪取しえた可能性を暗示する。「私擬」の憲法草案とは、具体的には、統治権力の〈外〉で結成された政治結社たる国会期成同盟で呼びかけられた憲法起草案であるが、一八八七年に天皇が「大政ノ進路ヲ開通シ臣民ノ幸福ヲ保護スル為ニ妨害ヲ除去シ安寧ヲ維持スルノ必要ヲ認め」て、集会・結社を禁止した保安条例（明治二〇年勅令第六七号）の存在は、逆に、憲法制定過程における「私擬」の領分が格段に拡がっていたことを裏づける。これによって自由民権運動は弾圧されると同時に、一切の私擬憲法が議論されることが禁じられた。そうして、大日本帝国憲法の起草作業は、すでに言及した伊藤博文、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎の四名を中心によって進められる⁽⁴⁴⁾。しかしそこには、やが

て彼らの草案が「恫喝の叫び」を発しなければならぬほどの民主的な抗いの現実があった。「私擬」とは、畢竟、「恫喝」し「叫ぶ」ことで、「由らしむべし、知らしむべからず」の権力に対する——延いては、俄かに浮上した「我力建國ノ体」への——人びとの挑戦を象徴する概念であつたはずである。

(二)〈証人〉としての異邦人——「神話」を呼び出した庶民の生活空間

憲法制定過程における「私擬憲法」の存在は、日本神話を「恫喝の叫び」の思想的源泉と位置づけることを可能とし、それに身を包んだ天皇・皇室制度を頂点とする法秩序の逆転現象を惹起した。抽象的には、自由民権運動そのものが、明治憲法体制を生み出す要因となつたといえるが、具体的な次元では、天賦人權思想に基づく抵抗権や革命権にまで連なる条項をもつ憲法草案の存在とそれによる民権派の勢力拡大は、権力側にとつて明白な「脅威」であつたことは疑いなくからである。しかし、憲法制定が基づくことができるほどの「我力建國ノ体」を前提にすることができたのだとすれば、いかに〈異文化接触Ⅱ欧化〉がおこなわれようと、その影響は「我力建國ノ体」への「接ぎ木」で終わるはずだし、況してや民の動きが「脅威」にまで発展することを懸念する必要もない。むしろ、「我力建國ノ体」と呼ばれた伝統そのもののなかに、〈異文化接触Ⅱ欧化〉によつて覚醒される普遍的要素が存在したと見るのが、合理的で論理的な推論であろう。長い鎖国の闇をくぐつたのであればなおのこと、どれほど異文化が光彩を放とうとも、歴史の時間軸に照らせば一朝一夕に相当する一〇年ほどの間に、異文化を体内に取り込み運動として高揚させることは非現実的な想定だからである。むしろ、それまでの日本の深部に、〈異文化〉のもたらず価値を内部化する——さらにいえば、「我がもの」と捉えられるほどの——感覚と意識が、いわば基礎体力のように備わつていたと考えられるのである。

この点に関して、正統なアカデミズムからすれば異端とも思われるほどの興味をそそる仕事として、日本近代史家である渡辺京二氏のロングセラー『逝きし世の面影』がある。その方法は、一九世紀半ばからの「近代化」という名の「西欧化」に猪突猛進する日本が捨て去つたものを、当時来日していた欧米外国人による〈異文化の眼〉が書き残した

膨大な記録に拠って再構築するというものである⁴⁶。それはまるで、日本の敗戦を確定的なものにしたポツダム宣言の有名な第一〇条が、日本政府に「障碍の除去」を命じた際に述べた「日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化 (the revival and strengthening of democratic tendencies among the Japanese people)」を想起させる。〈列島外の眼〉こそが、敵に進行しつつあった〈列島内の民主主義〉の「復活」と「強化」を見抜いていたのだ⁴⁷。

『逝きし世の面影』において渡辺氏は、江戸末期の日本を一つの「異文化」として相対化することで、本道とは異なるという意味での「方法の異端性」を「正統化」しているといえるだろう。日本列島内の権力者として、異邦人が生きた日本の現実を語る口を封じることとはできない。こうして著者は、当時の人びとの陽気さから説き起こし、簡素でゆたかな生活、親和と礼節の対人関係へとテンポよく筆を進め、雑多で充溢と表現された生活空間に立ち止まりつつ、そこから労働とそれが象徴する身体、自由と身分についての庶民の感覚、裸体と性の問題、女性、子ども、自然と環境、信仰や祭りなどの宗教かつ公共的空間へと目を転じ、人びとの心の垣根に到達する。ここでの関心事に即していえば、本書全体が一つの体系的な回答となるのではあるが、さしあたりここでは、庶民の生活空間に着目する箇所を目を向けてみたい。外国人の多くが、当時の別当や人力車夫、船頭や召し使の働か姿から、溢れんばかりの生命力を感じ取った事実について、「彼ら（そうした労働者たち——川畑）がまさしく古き日本の社会の中で、ある意味で自由で自主的な特質をもった労働に従事していたのだという、従来の日本史学からすれば許すべからざる異端的仮説を成立可能ならしめるものであるのかも知れない」と見る。また外国人たちが日本に到着する以前の段階で、日本を「専制政治の国」として理解し、西洋的な自由の観念など不在に等しいと認識していたのに対して、〈異文化の眼〉の多くは、それとはあまりにも隔たった現実を描き残していた。著者はその点について、「多様な人物が一致した観察に帰着していることの意味は軽くない⁴⁸」と述べるが、書き手の出身国、来日した際の身分や立場、執筆の意図や状況など、史料の性質に由る限界を差し引いても、量的な一致が物事の客観性を裏づけしないことを実証することは困難である。幕末当時の自由については、幕藩権力と共同体の二元的社会を基にした捉え方が実に多く、共同体内で生起する諸事件が幕藩権力をも逡巡させ

るほどの自治や自立性を備えていたことが、欧米人に「自由」の存在として強烈な印象を刻印したことが描かれるに至り、渡辺氏は「江戸期の民衆の自由は、西欧中世ないし近世の民衆の自由に案外似通っていたのかも知れない」と記すほどである。その上で渡辺氏は、「ヨーロッパでは近代市民的自由は、近代以前の各種の共同団体の保持する自由を胚種として成長し確立したのに対して、日本の前近代的共同団体の伝統的な自治権は明治の革命によつて断絶し、その結果、わが国の近代市民的自由は異邦的觀念として、生活の中でなく知識人の頭脳の中で培養された」と指摘する。あらためて、前章の末尾の問いを——「恫喝の叫び」として——しかも冒頭にやがて「亡国の駄文」と評される条文を置きながら——大日本帝国憲法が制定されてなければならなかったのか——を想起したい。一八七六年の憲法発布勅語に含まれた二つの要素の認識の転換が求められる。一つは、「我力建國ノ体」こそ、「明治の革命によつて断絶」することによつて現出可能となったものであり、もう一つの「海外各國ノ成法」の根底にこそ、庶民の「生活の中」でこそ発露しえた普遍的な人間の自由が宿されていたことである。それは文化の異邦性を乗り越えられるほどのものであったはずである。視点を今日の状況に移すとき、日本の「明治の革命」が「断絶」を強要することで置き去りにしたものとその意味は、あまりに深く大きい。

(三) かたちを変えた現代神話のなかで

明治憲法体制が消滅し、「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」の三大憲法原理の下での社会も、七〇年の歳月を経ている。もはやここには、「亡国の駄文」も「恫喝の叫び」も、教育勅語も「我力建國ノ体」もない。ならば、「神話を纏う法」もまた消滅し、「逝きし世」にあつたはずの自由や充溢さは回復され、憲法学の多くの場面で説かれるような、日本国憲法に体现された西欧の普遍的原理と今度こそ切り結ぶ社会となつたのか。ここには、如上の議論から考えるべき本稿最後の課題がある。

憲法規定上、「国会の議決を経た」(二条)と強調されることで名称を維持した法律は、かつてのあらゆる形容詞句

——「万世」、「一系」、「統治権の総攬者」、「神聖不可侵」——を脱ぎ捨てて、日本の「国」と「国民統合」の象徴となった天皇とともに、命脈を保った。「神ならぬ人間」としての天皇理解が一般化した今日、「国民主権」の主人公たちの多くは、どこまでもこの自分たちとは異なる地位に在り続ける「人間天皇」へ寄り添うことをやめない。その一方で同じ国民の多くが、未成年にすら更生の機会を与えない「死刑」を支持しつづける。「主語」に「国民」が現れないことの自覚化は未完の課題のまま、憲法尊重義務規定（九九条）に「国民」を入れて読み込む「憲法遵法精神」は健在である。「平和主義」こそ七〇年間の戦後日本社会の最大の特徴であったはずであるが、これとて二〇一四年七月一日以来の内閣の「敢行」によって、専守防衛を本旨とした自衛隊員は、多くの人びとにとっては地理的位置関係の認識すらままならないアフリカの地に送り込まれ、本来は遭遇しなくてよいはずの場面で、自らの安全のためと、武器の携行と場合によってはその使用までが「任務」として課されている。「自国」の防衛組織は〈国外〉をめざし、同胞の地域住民を「土人」呼ばわりする権力側の同胞は、日本列島から梃子でも動くまいと躍起になる〈異邦〉の軍隊を〈国内〉にとどめようと懸命になる。〈憲法の及ばぬ島〉である沖縄は、日本の重く苦しい現実である。

一般には「三、大原理」として知られる憲法は、一、つの体系として動く。「国民主権」と「平和主義」が未完であり続けているところで、「基本的人権の尊重」が無傷で済むはずはない。原発、災害、安全保障、医療・社会保障、労働、税制——どの場面においても、立法と行政はおろか、司法においてすら、我々は「人権の砦」を失ったかの様相を呈している。人間性を回復せんと訴える先が見えず、嘆くほかないような社会状況のなかで、多くの場合、ものごとは肯定され受け入れられるような「見える現実」として立ち現れる。しかもそれは、「一体、天皇制の何が問題だというのか」、「代替可能なエネルギーを考えると、原発の再稼働がなぜ悪いのか」、「誰かが南スーダンへは行かなければならぬだろう」——自明性を根本から問い返す側に問題があるかのような風潮が存在する。こうして見ると、国家の根本としての憲法をもつということは、「見える現実」が神話を纏う態様を暴き、〈見えぬ真理〉として提示する「不絶の努力」を引き受けることなのだろうと思う。「逝きし世」は逝ったが、しかしそれは、「変えてつくり出す」希望が残され

ていることも意味している。

おわりに——〈異端の眼〉と〈本義〉

本稿の主題を考えるきっかけとなったのは、ブラジル・サンパウロの地であった⁽⁵²⁾。大日本帝国憲法の時代に多くの日本人が移民として渡ったこの地には、現在、推定で一九〇万人の日系人を抱える世界最大規模の「日系社会」の地でもある。日本では大日本帝国憲法によって神話に基づく君主制が定められたその年、ブラジルは一八二二年の独立以来の君主制から共和制へと移行した年であった。偶然とはいえ、国家形態をめぐる彼我の違いが象徴的である。

近代国家としてのブラジルの淵源を探ろうとすれば、一五世紀から一六世紀にかけてポルトガルが先陣を切り、それを後追いするスペインによって築かれた大航海時代——今でもヨーロッパ流に言えば「発見の時代」(Era dos Descobrimentos)——は不可欠の歴史である。この時代に日本にまで到達したポルトガルは、日本史において「南蛮文化」や「キリシタン」としての足跡を残した。一五〇〇年にポルトガルによって「発見」されたブラジルは、三二二一年にわたる植民地支配を経て、一八二二年に帝政としてポルトガルから独立した。周囲の中南米スペイン語圏植民地が同時期に、例外なく共和制として独立を果たすなかでの異色の建国の形態であった。第一帝政期、摂政期、第二帝政期から成る七七年間の君主制の内実⁽⁵³⁾は、王室と支配エリート層との確執の歴史でもあった。このブラジルにおいて、「神話」として機能したのが「人種的民主主義」(democracia racial)である。「人種的」とは、消滅することのない属性としての「人種」の違いを認める前提から発し、それがはらむ差別を克服した先に存在するものとしての民主主義を措定している。二〇世紀半ば以降にこの「神話」が崩れて以来、人種イデオロギーの分析こそがブラジルの神話のダイナミズムを最も良く理解するテーマであるといわれる所以である⁽⁵⁴⁾。

『源氏物語』研究者として知られる久富木原先生の出発点は、本稿の冒頭で述べたように、歌論にあった。正確に

は、散文や韻文という形式から自由に文学を往来する研究者であるというべきだろう。二〇一六年一〇月一八日から二〇日まで開催されたブラジル・サンパウロ大学哲学文学人間科学部・日本文化研究所主催のシンポジウムでは、「明治時代における源氏物語」を主題にして、明治初期の若き日本人外交官・末松謙澄が『源氏物語』の英訳を通して日本文化を発信した姿、樋口一葉が『たけくらべ』のなかで、一見そこはかとなく、しかし確実に下絵のように再現した『源氏物語』の姿、そして『源氏物語』を講じた与謝野晶子が『君、死にたまふことなかれ』に身をかりて、痛烈な天皇批判をしなければならなかった大日本帝国憲法の時代の姿を、翻訳―継承―発展のパラダイムで鮮やかに描き、時代を突き抜けて見せた。そのブラジルにおいて、「ハイカイ」とはポルトガル語で詠まれた俳句のことらしい。⁽³⁶⁾ 久富木原先生はすでに数年前のブラジル滞在の際に、次なる研究課題——「季語」の規範性から解放されたブラジル「ハイカイ」のダイナミズム——を得ていた。四季のないブラジルで、四季を前提とした「季語」という名の規範的呪縛は、ブラジルの俳句創作を長らく規定してきた。だからこそ規範性から解放された「ハイカイ」に、「いのち」、「笑い」、「身体表現」の妙義を見定め、古代以来の日本の韻文に宿されていたはずの人間性の発露を回復せんとする、「もう一つの日本韻文史」構築に挑むという。人が人としての尊厳を求めることは〈本義〉である。しかしそれは、異端であることも辞さない〈妙義〉を射抜く眼からしか得られないはずである。⁽³⁷⁾

〔附記〕本稿はJSPS科研費JP26380042の助成を受けたものである。

注

(1) 本稿は、二〇一六年一〇月二六日に、ジュトゥリオ・ヴァルガス財団サンパウロ法科大学院において、「日本憲法史における神話・法的要素 (Elementos míticos-jurídicos no constitucionalismo japonês)」について話した際、事前に受講生に配布したポルトガル語のレジュメに基づいて、当日触れることのできなかった点も含めつつ、再構成したものである。

(2) これは、久富木原玲「笑いのうたの源流——芭蕉の排泄表現をめぐって」『愛知県立大学日本文化学部論集』第七号(二〇一六年)

六〇頁からの引用であるが、この視点は、久富木原玲「俳諧歌——和歌史の構想・序説」同編『和歌とは何か』（有精堂、一九九六年）（ただし同論文の初出は、『国語と国文学』（一九八一年一〇月号）において、すでに出されていた。なお、久富木原先生の近刊予定のタイトル『源氏物語と和歌の論——異端へのまなざし』（青簡舎、近刊）「タイトルの傍点は引用者による」からも、先生の一貫した構えが見てとれる。

(3) 「人間宣言」が出された時期とこの一文から、私は長い間、関心をもち続けている一つの事件を思い起こした——「人間宣言」が出されたのと同じ年の五月一九日の「食糧メーデー」の際に起きたいわゆる「天皇ブラカード事件」である。これは、ポツダム宣言の受諾による敗戦（一九四五年八月一五日）、GHQ指令「政治役・市民的・宗教的自由に対する制限撤廃に関する覚書」（SCPIN九三）（同年一〇月四日）による政治犯の釈放がおこなわれ、やがて大日本帝国憲法に代わる日本国憲法が公布され（一九四六年一月三日）、施行されてもおお（一九四七年五月三日）、検察側が「不敬罪」について起訴し、「名誉棄損罪」による懲役八ヶ月の地裁判決から控訴審での「免許一判決を経て、最高裁で「上告棄却」とした事件である。もはや「不敬罪」が存在する余地がない客観的状況のなかでなお、検察側は執拗に「不敬罪」による訴追を求め、結局、被告人が「無罪」とされることはなかった。この事件については、訴訟当事者の松島松太郎氏による詳細な回顧インタビューが興味深い（吉田健二「証言 日本の社会運動 食糧メーデーと天皇ブラカード事件——松島松太郎氏に聞く（一）」（三）」「大原社会問題研究所雑誌」No.五三四（二〇〇三年五月）三六〜五二頁、No.五三五（二〇〇三年六月）五五〜七一頁、No.五三七（二〇〇三年八月）五四〜七一頁）。

私の関心とは、件のブラカードに描かれていたフレーズ——「詔書 ヒロヒト曰く 國体はゴジされたぞ 朕はタラフク食つてるぞ ナンジ人民飢えて死ぬ ギョメイギョジ 日本共産党田中精機細胞」——にあった。この文言について、松島氏は、「食糧メーデーの前夜、勤務する田中精機の寄宿舎にみんなが集まって、ああだこうだといわい言いながら、私自身が書いたものでした」と述べて、「初めは皆でわいわいがやがやが実楽しく話し合っていました。けれどもまとまらず、結局私に任せられ、ブラカードのほとんどは私が書く羽目になりました。それで即興詩を書く、みたいに書きなぐったのです。十何枚は書きましたね。その一つが『詔書 ヒロヒト曰く』だった」と述懐している（吉田、前掲論文（三）、五六頁）。そこでは、これに「裏面」もあつたことが明らかにされている——「働いても 働いても 何故私たちは飢えねばならぬか 天皇ヒロヒト答えて呉れ 日本共産党田中精機細胞」。「即興詩を書くみたいに書きなぐった」からこそ、当局の執拗な追及を受けることになるほどのインパクトを放ち、そうであるがゆえに生じた事件であったが、松島氏が述べるこの心情は、後述する作家・丸谷才一氏が「恫喝の叫び」と評した大日本帝国憲法一条の「大日本帝国八万世一系

ノ天皇之ヲ統治ス」の言語的效果に通底するものがあるように思われる。

- (4) 引用文は、国立国会図書館HP (<http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/056/056ix.html#1001>) [二〇一六年一月五日閲覧] 掲載のテキスト版に依った。

- (5) 「天皇プラカード事件」の松島松太郎氏の述懐によれば、「人間宣言」が出された当時は、「国民大衆の間にはなお広範に神格化されたイメージが払拭されないうで残っていたので」あり、「天皇を神として、むしろ有難く思っている人の方が圧倒的に多かつた」。吉田、前掲論文(二)、七一頁。

- (6) この点については、川畑博昭「補節 比較憲法学からみた『天皇制国民主権』の課題——『血による結合』から『地による結合』へ」同『共和制憲法原理のなかの大統領中心主義——ペルーにおけるその限界と可能性』(日本評論社、二〇一三年)一八八〜二二五頁。

- (7) これは、大日本帝国憲法の起草者の一人である金子堅太郎の述懐によるものである。同『憲法制定と欧米人の評論』(日本青年館、一九三八年)二八〜二九頁。

- (8) 例えば、樋口陽一『憲法という作為——「人」と「市民」の連関と緊張』(岩波書店、二〇〇九年)。

- (9) 伊藤博文(宮沢俊義校註)『憲法義解』(岩波文庫、一九四〇年)二二頁。

- (10) 伊藤、同上書、二二頁。

- (11) 伊藤、同上書、二二頁。

- (12) カール・レーヴェンシュタイン(阿部照哉・山川雄己共訳)『新訂 現代憲法論——政治権力と統治過程』(有信堂、一九八六年)一八六〜一九二頁。

- (13) 川畑博昭「ペルー共和国憲法史と日本国憲法——「非西欧地域」との比較から」歴史科学協議会編『歴史評論』六月号(二〇一四年)七一〜七五頁において、私は繰り返し返してきた憲法制定の意味を、制定の行為をおこなった分だけ共和制の妥当性を確認し、歴史的に規範性を重ね続けてきたと評した。

- (14) 金子堅太郎『憲法制定と欧米人の評論』(日本青年館、一九三八年)一四〇頁は、国体についてどの書に依ることが最適かという点に関して、「それに就いては古事記、日本書紀、大日本史が随一髓である」とし、より簡単なものとして、北畠親房の『神皇正統記』や水戸の烈公の『弘道館記』などに言及する。

- (15) 伊藤、前掲書、一九頁。
- (16) 一九八九年六月二十八日に英吉利法律学校（現中央大学）刊行を取めた次の復刻版、原著・伊藤博文、英訳・伊東巳代治『英訳憲法義解 COMMENTARIES ON THE CONSTITUTION OF THE EMPIRE OF JAPAN』（呉PASS出版、二〇一五年）による。
- (17) 伊藤、前掲書、一二七頁。
- (18) 旧刑法下の不敬罪事件については、手塚豊「明治一五年刑法施行直後の不敬罪事件——二完——」『法学研究』第四四卷第七号（第二号（一九七一年）、四五卷第一号、第四号（一九七二年））が、実証的で詳細な研究をおこなっている。併せて、渡辺治「天皇制国家秩序の歴史的研究序説——大逆罪・不敬罪を素材として」『社会科学研究』第三〇巻第五号（一九七九年）八八〜二六頁も参照。
- (19) この点に関わって、二〇一六年八月二日、私は伯母の前田カヨ（一九二三年（大正一三）年四月一日生、満九二歳）とその夫である伯父の前田克男（一九二四（大正一三）年二月三日生、満九三歳）（いずれも鹿児島県垂水市在住）から、次のような証言を得た。
- 伯母は体が弱かったために、高等科までが出る事ができず、学校教育での『教育勅語』の扱いについては覚えていないが、幼少時の経験は鮮明に覚えていた。彼女の父（私の祖父）・平田岩助は集落の常会長しており、読み書きのできない近隣住民のための書類作成などを請け負っていたが、自宅で開催する常会で、集落住民一同が会し、首を垂れるなかで、『教育勅語』を読み上げたのち、会の進行に入っていくのが常であった。それを述べたあと、伯母はおもむろに、「それは、『朕惟フ二皇祖皇宗の……』というものだった」と口にした。「みんな意味を理解していたのか」と私の問いかけに対して、「どうだろうねえ。私たちはわからなかつたけど」と答えた。そして天皇という存在は「なくてはならないもの。あつて当たり前のもだった」とも付言した。
- 伯母が天皇について言及したその矢先に、寡黙な伯父が突然、口を開いた——「自分は戦中、南西諸島で敵機の攻撃を受けて、乗り込んでいた戦艦が沈没して、海に投げ出された。十二時間ほど海中に浮遊して、奇跡的に救助されて、中国の揚子江流域地帯からフィリピンへと移送され、敗戦はフィリピンの山奥で知った。多くの少年兵も乗り込んでいたが、彼らの多くが海上で「お母さん、お母さん」と泣き叫びながら、やがて息絶えていった。私から、「天皇陛下万歳！」と叫んで死んでいった人たちはいたのか」と問うと、「そんな者はひとりもいなかった」と右手と首を強く左右に振りながら、きつぱりと否定した。
- また、二〇一六年八月二五日には、伯父の平田健（一九三六（昭和一一）年三月二四日生、満八〇歳「九歳で終戦」と、妻で伯母の平田敏子（一九三九（昭和一四）年七月三一日生、満七七歳「六歳で終戦」、鹿児島県指宿市頰娃町出身）（いずれも鹿児島県垂水市

在住)とも話す機会があり、彼らでさえ教育勅語についての記憶をかすかにとどめていたことを知った。

伯母前田カヨの実弟である伯父の平田健は、祖父岩助が常会の際に、床の間の端の扉に収納されていた文書を、恭しく取り出して読み始めていたことを記憶しており、「おそらくあれが『教育勅語』だったと思う」と述べた。そして、「それは、『朕惟フニ、我が皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。我が臣民克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我が國體ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス。……』と、伯母の敏子と共に、九〇%以上の正確さで口にした。その後、伯母の敏子が、「あの当時、これらの意味をわかっている人は一人もいなかったと思う。こうした文書は、いわゆる『偉い人たちが書いたもの』で、とにかくそういう文書に対しては、うなだれて聴くことが常だった」と述べた。

この限られた体験談からわかるのは、意味も分からぬままに、とにかく「敬うべきもの」として暗唱を求められていたものが「教育勅語」だった。「意味不明」のものを「暗唱」するとは、神話・伝説による呪術的效果を存分に發揮する「自己暗示」にほかならない。庶民レヴェルでこうした状況が一般化しているなかで、それに疑問を抱き抗うことは、およそ非現実的な想定であろう。明治憲法体制の実体とは、こうした「自己暗示」をかけた人びとによる公的空間にのみ効果を放つことができる体制であると思われるが、これを国家の本質として捉え返すと、それは「近代立憲国家」からの「逸脱」というよりは、その「本道」に即したものであったはずである。

(20) 教育勅語の制定については、海後宗臣『教育勅語成立史の研究』(東京大学出版会、一九六五年)、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』(講談社、一九七一年)を参照。なお、現時点での教育勅語研究の現段階と課題については、貝塚茂樹「近現代教育史のなかの教育勅語・研究成果の検討と課題」『武蔵野大学教養教育リサーチセンター紀要』第五号(二〇一五年)一七一〜一八七頁が、非常にわかりやすくまとめている。

(21) 池澤夏樹『憲法なんて知らないよ』(集英社文庫、二〇〇五年)一一六頁。

(22) 池澤、同上書、一一九頁。

(23) この点で、法哲学者の碧海純一氏の一連の仕事が想起される。例えば、碧海純一『法と言語』(日本評論社、一九六五年)。法の言語に関して、近年ではむしろ、英語、スペイン語、中国語等、日本社会に増えつつある外国籍住民への法支援の現実からの関心が強い。私が関わったものとして、川畑博昭「憲法とスペイン語——『言語的存在としての法』の一断面」堀田英夫編『法生活空間におけるスペイン語の用法』(ひつじ書房、二〇一六年)三二〜二一頁。

(24) 丸谷才一「文章論的憲法論」池澤夏樹『個人編集『日本語のために』(河出書房新社、二〇一六年)四〇八頁(ここでは、丸谷才一

- 『日本語で生きる 丸谷才一批評集 第六卷』（文芸春秋、一九九六年）が底本とされているが、本稿での引用は池澤夏樹『個人編集のものに拠った』。
- (25) 丸谷才一『文章読本』（改版）（中公文庫、一九九五年）七二―七三頁、同上書（二〇一六年）四〇八―四〇七頁。だからといって、丸谷氏が日本国憲法の文章を丸ごと称賛しているわけではない。彼は、「たしかに現行憲法は名文ではないが、しかしあれだって明治憲法にくらべれば文章として遥かに優れてゐるのである」と述べていた（丸谷、前掲書（一九九五年）、七二頁）。
- (26) 丸谷、前掲書（一九九五年）、八〇頁。
- (27) 丸谷、同上。
- (28) 丸谷、同上書、七九―八〇頁。
- (29) 池澤、前掲書（二〇〇五年）、二二〇頁は、翻訳の妙味と難しさを巧みに表現する——「先に翻訳は文化の間の隙間に橋を架ける作業だと書いた。それはそのまま、どこにどんな隙間があるかを明らかにする作業でもあり、立派な橋がかげられなくてはぐらぐら揺れる仮の橋でさしあたり間に合わせる作業でもある。あるいはまた、架橋の限界を嘆くことでもあるらしい」。
- (30) 伊藤、前掲書、二二頁。
- (31) 原著・伊藤、英訳・伊東、前掲書、一六頁。
- (32) 丸谷、前掲書（一九九五年）、八〇頁。
- なお、以上の点は、「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」と規定し、「統治権」に言及していた四条についても当てはまる。「統治権ヲ総攬ス」とは、「The Emperor is the head of the Empire, combining in Himself the rights of sovereignty, and …」（斜体は川畑）と英訳されていた。ここでは、「統治権」が「主権の権利」とされている点に目が留まるが、『義解』ではこの点について、「統治権を総攬するは主権の体なり。憲法の条規に依り之を行ふは主権の用なり。体有りて用無ければ之を専制に失ふ。用ありて体無ければ之を散漫に失ふ」と述べ、主権の「所在」と「行使」とが、明確に区別されていた。
- (33) 「国民主権」をめぐる主権論においてのことであるが、日本の憲法学界では一九七〇年代に「主権論争」と呼ばれるものが展開されていた。膨大な研究の蓄積のなかで、これらの議論を手際よく整理したものとしては、辻村みよ子『市民主権の可能性』（日本評論社、二〇〇二年）がある。なお、私の主権概念の理解については、川畑博昭『大航海時代イベリア文書における『人民主権』の原理的意味——『近代法』再考のための『主権』の『抗議性』についての覚書の認識』『愛知県立大学文学文化財研究所年報』第六号（二〇

- 一三年)、一〇二二三頁を参照されたい。
- (34) 国立国会図書館のデジタルコレクションで確認できる(<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3860375>[二〇一六年二月二日閲覧])。
- (35) 丸谷、前掲書(一九九五年)、八一〜八二頁。
- (36) 前掲注(一)の通り、金子堅太郎の述懐では、「憲法は日本建国の国体に基づいて起草せよ、而して外国の憲法は斟酌して悪い点があるなら捨て、善い所があつたなら取れと云う御沙汰であつた(金子、前掲書、二八〜二九頁)。
- (37) 丸谷、前掲書(一九九五年)、八四頁。
- (38) 丸谷、前掲書(一九九五年)、八五頁。丸谷氏は文学者らしく、不明確さゆえに生じる憲法条文の低度の伝達性の根拠を、日本における散文の未発達状況に求めたが、この文脈で丸谷氏が述べる「散文」の意味には、注意を要する。彼は、「散文の文体が確立してゐる」ということを、医学書や法文、さらには旅行案内などのような「きはめて実用的な文章が、意味を明晰に伝達し得る形になつてゐることだ」と述べているからである(丸谷、前掲書(二〇一六年)、四一七〜四一八頁)。
- (39) これらについて私なりに比較の観点から検討したものとして、川畑博昭『神』を宿す『天皇制国民主権』の現在——『日本スペイン交流四〇〇周年比較憲法セミナー』に際して考えた君主制論『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集(日本文学専攻編)』、第一号(日本文学専攻編第五号)(二〇一五年)一〜二五頁、同『日本の君主制』再論——憲法制度を凌駕する信仰』上川通夫・川畑博昭編『日出づる国と日沈まぬ国——日本・スペイン交流の四〇〇年』(勉誠出版、二〇一六年)一四三〜一六一頁を参照されたい。
- (40) 鈴木富雄『ガイドブック 五日市憲法草案 日本国憲法の源流を訪ねる』(日本機関紙出版センター、二〇一五年)七頁に掲載されている、五日市憲法草案の発見者の一人である日本近代史家の新井勝紘氏の発言に拠る。
- (41) これらについては、高知市立自由民権記念館企画展図録『自由民権と憲法——『東洋大日本国々憲案』から『日本国憲法へ』(二〇一四年)が、全体像を知る上で簡便である。植木枝盛については、周知の家永三郎氏による先駆的研究をはじめ、現在でも多くの仕事が蓄積されつつある。
- (42) これについては、概要を示す、鈴木、前掲書に加え、色川大吉・江井英雄・新井勝紘『民衆憲法の創造』(評論社、一九七〇年)がある。最近のものとしては、色川大吉編著『五日市憲法草案とその起草者たち』(日本経済評論社、二〇一五年)を参照。
- (43) 稲田正次『明治憲法成立史の研究』(有斐閣、一九七九年)、特に七五〜一六二頁の「第三章 各種私擬憲法草案」を参照。
- (44) 維新政府設立の経緯からして隣県の熊本とは異なり、自由民権の動きが現れ難かつた鹿児島においてさえ、竹下弥平と称する人物に

よる私擬憲法草案が存在したことが明らかにされつつある。吉田健一・鶴丸寛人「竹下弥平の出自と明治私擬憲法草案への明六社の思想的影響について」『鹿児島大学稲盛アカデミー研究紀要』第六号（二〇一五年）五三〜二二〇頁。

(45) これらの状況については、例えば、前出の金子堅太郎の回想（前掲書、一二四〜一二八頁）の「起草中の思ひ出」を述べた箇所に、よく示されている。

(46) 渡辺氏はこの著作（『逝きし世の面影』（平凡社、二〇〇五年））について、「昔の日本は良かったというだけ」（傍点は原文）と述べたある批評について、「だがこの人は肝心なことを忘れている。『昔の日本はよかった』と言っているのは私ではない。幕末・明治初期の外国人観察者がそう言っているのである」と応答する。渡辺京二「逝きし世と現代」『やまかわうみ 自然民俗誌』（アーツランドグラフィック、二〇一五年）一一五頁。

(47) それは、憲法制定過程において、「国体護持」に固執した当時の日本政府の頑迷固陋な姿勢と、戦争放棄と非武装を謳った日本国憲法を、圧倒的国民が熱狂的に受け入れた事実を想起すれば充分であろう。

(48) 渡辺、前掲書、二五七〜二五八頁。渡辺氏はその後に続けて、「注意しておきたいのは、日本労働大衆についてのこういう意外な記述がみられるのは、幕末から明治初期の記録に限られる」と付言し、江戸時代の労働大衆が自由な身体を持ち主であったことの例証とする。

(49) 渡辺、同上書、二七七頁。

(50) 渡辺、同上書、二六九頁。

(51) 渡辺、同上書、二七三頁。そして渡辺氏は、「その意味でも、江戸期の民衆の自由の基礎となった前近代的共同団体の自治権は、再検討と再評価を求められている」と付言することを忘れていない（同頁）。

このような文脈において、例えば、家永三郎「日本における共和主義の伝統」久野収・神島二郎編『三皇制』論集（三一書房、一九七四年）三二八〜三四二頁も再読されてよいように思われる。

(52) 前掲注（一）を参照。

(53) 外務省HP掲載のデータによる（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brazil/data.html#section2> [二〇一六年十一月四日閲覧]）。

(54) ブラジル憲法史については、Paulo Bonavides, Paes de Andrade, *Historia Constitucional do Brasil*, 4 edição, AB Editora, Brasília, 2002 を参照。

- (55) Emilia Viotti da Costa, *Da Monarquia à República: MOMENTOS DECISIVOS*, (8ª edição revista e ampliada - 2ª reimpressão), Editora Unesp, São Paulo, 1998, p. 369. ブラジル帝国時代の市民権について、José Murilo de Carvalho e Adriana Pereira Campos (orgs.), *PERSPECTIVAS DA CIDADANIA NO BRASIL IMPÉRIO*, Editora Civilização Brasileira, Rio de Janeiro, 2011 を参照。
- (56) 久富木原、前掲論文(二〇一六年)、四九〜五〇頁。
- (57) 川畑博昭「〈異形〉の法の継受——スペイン領گران・カナリア島の日本国憲法九条にふれて」名古屋大学『法政論集』第二七二号(鮎京正訓教授退職記念論文集)(二〇一七年三月公刊予定)は、こうした観点から試みた小論である。